

(仮称)久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ 提言書 素案

目次

1. 前文.....	2
2. 目的.....	4
3. 定義・基本原則	5
4. 市民.....	9
5. 情報共有.....	12
6. 参加・協働	15
7. コミュニティ.....	18
8. 行政.....	20
9. 議会.....	28
10. 条例の実効性担保・運用.....	30
11. 住民投票.....	34
12. 条例の位置づけ.....	38
13. その他.....	39
14. 危機管理.....	40

提言書 素案の検討について

- 1) 3～4月に開催された起草委員会の議論を反映したものを、素案として市民ワークショップに提案します。
- 2) 起草委員会による修正は、それぞれの項目に【起草委員会からの説明】を付け、そこで記しています。
- 3) 【条例に盛り込む内容のたたき台】→【条例に盛り込む内容】としました。
- 4) 文章は、「ですます」調とし、また、文言整理を行いました。

1. 前文

【条例に盛り込む内容】

- ・ 久喜市は、関東平野のほぼ中央、利根川中流域右岸の埼玉県東北部に位置し、市全域が平坦な地形であり、豊かな自然に恵まれた地域です。江戸時代からの舟運の拠点でもあり、現在も、高速道路や国道等の幹線道路を擁するとともに、3路線の鉄道が走る交通網に恵まれています。さらに、神社や古くから伝わる祭りなどの伝統・文化、教育に熱心な風土が、今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。戦後の利根川の決壊による甚大な被害にも見舞われましたが、地域の力で復興を遂げてきました。
- ・ しかし時代は大きく変貌し、中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されています。地方自治を取り巻く厳しい現状とともに、少子高齢化の進行や社会の成熟化による住民意識の多様化、高度情報化社会の到来、国際化といった時代の流れは、地域に居住する住民の生活に直結する福祉、教育、地球環境などの様々な行政課題について、その見直しと改革に取り組まざるを得ない社会状況があります。
- ・ 私たち市民は、市と市民が共に力を合わせてまちづくりを推進し、市は市民の信託に応えた開かれた市政運営を行い、市民は自らの創意と工夫によって主体的に市政に参画し、市と市民の協働による個性豊かで快適に暮らせる地域社会を創出していかなければなりません。
- ・ 市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市及び議会の役割と責務などの自治体を運営していくための基本的な原則・仕組みが必要です。
- ・ 安全・安心で暮らしやすい地域社会を築くため、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し市民自治のための普遍の原則を定め、ここに久喜市自治基本条例を制定します。

【解説・背景】

- ・ 起承転結の構成とし、それぞれ以下の事柄を記述しました。
- ・ 起：久喜市の特徴（久喜市の地形や文化・歴史を記述）
- ・ 承：問題・課題の提起（久喜市を取り巻く現状をのべ、市民、議会、行政が力をあわせ、協力して取り組む課題を記述）
- ・ 転：問題・課題の解決の方向性（課題に対して市民の役割を記述）
- ・ 結：自治基本条例を制定することの宣言（久喜市の自治を推進するための基本的な原則・仕組みが必要なこと、また、それを定めた自治基本条例が必要なことを記述）
- ・ 旧1市3町の地名や合併の事実は書かず、合併後の新久喜市を所与のものとして前文を記述しました。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】の部分、追加表記

- ・ 今回の東日本大震災を受けて、久喜市も戦後、カスリーン台風による利根川の氾濫で大きな被害に見舞われた記憶と教訓を忘れてはいけないことから、災害等に市民が常に心がける必要があり追加した。

【解説・背景】の部分、追加表記

- ・ 内容は、起草委員会が出された意見を基に、文案の内容を示した要点を（ ）にして、起草委員会が作成した。

2. 目的

【条例に盛り込む内容】

- ・ この条例は、本市における市政運営の原則、行政及び議会の役割・責務に関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利・責務並びに市政への参画と協働を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全・安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

【解説・背景】

- ・ 前文の趣旨を受けて、この条例を制定する目的について定めるものです。
- ・ 市政運営の基本的な原則などを定めるとともに、市民の権利や責務、市政への参画と協働を明らかにして、安全・安心な地域社会の実現を図ることを目的としています。

【起草委員会からの説明】

【解説・背景】の部分、追加表記

- ・ 【条例に盛り込む内容】の文章内容の要点を説明する形で、起草委員会で考え、解説・背景を記述した。

3. 定義・基本原則

1) 定義

【条例に盛り込む内容】

(市民)

- ・市内に居住、通勤・通学する者及び市内で事業を営み、活動するものを市民とします。

(参画)

- ・政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定に自らの意見や要望を反映させるように努めることを参画とします。

(協働)

- ・市民及び市が、それぞれの主体性を尊重し、対等のもとに、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることを協働とします。

(新しい公共の原則)

- ・市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担することを新しい公共の原則といたします。

(コミュニティ)

- ・自主的で多種多様な活動やその連携により、地域の課題解決に能動的に取り組む人と人のつながりをコミュニティといたします。

(市)

- ・議会及び市長その他の執行機関をいいます。

(行政)

- ・市長及び執行機関をいいます。

【解説・背景】

(市民)

- ・住みよい久喜市を作り上げていくために、多様な市民がまちづくりに参加し、その力で実現していくためには、市民の範囲を広く捉えることが必要と考えます。
- ・ただし、具体的な内容によっては、その都度、市民の範囲を検討し、限定的に規定するものについては、追加表現が付け加えられることがよいと考えます。

(参画)

- ・参加には、まつり等の市民等が行うまちづくりの参加もあるが、ここでは市政への参加に絞って検討しました。

(協働)

- ・協働における原則である、主体性の尊重、対等の関係を示しました。
- ・市と市民が対等な立場で協力し合うことが大切です。
- ・市は、市民等の民間の力を活用し、協力して幅広く質の高い公共サービスの実現に努める役割があり、そのために、協働の仕組みを活用することが必要であることを示しました。

(新しい公共の原則)

- ・行政が専ら行う行政サービスに加え、これからの公共サービスは、市民及び市が協働による自治の基で、それぞれ適切に役割分担し、市民が公共サービスの一翼を担うことをいいます。
- ・これからの公共は、何でも行政に任すのではなく、市民も参加し、行政と協働し、互いの信頼関係の築き上げ、公共の内容をより豊かに公共を作り上げていくことを、新しい公共の原則として示しました。

(コミュニティ)

- ・既に久喜市内には市民等の多種多様な活動が存在しています。これらの市民等の活動やその連携（ネットワークで結ぶこと）により、地域の課題解決の力を強化し、よりよい社会を市民自らが作り上げることが必要です。
- ・自主的で多種多様な活動やその連携により、地域の課題解決に能動的に取り組む人と人のつながりをコミュニティといいます。

(市)

- ・市というと一般的には行政を指す場合があるが、ここでは、自治の視点から、団体自治を構成する、市長及び執行機関と議会を指すこととします。

(行政)

- ・行政権を具体的に執行する、市長及び執行機関を指すこととします。

【起草委員会からの説明】

【解説・背景】の部分、追加表記

- ・ “市”と“行政”を【条例に盛り込む内容】の文章内容の要点を説明する形で、起草委員会で考え、解説・背景を記述した。

2) 基本原則

【条例に盛り込む内容】

- ・これからのまちづくりは、環境問題や少子高齢社会への対応など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、市民の多様なニーズに応えることが求められています。さらに、地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で決定し、責任を持って地域の行政運営を推進することが求められています。
 - ・市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めるものとします。
1. 人権を認め合い互いに助け合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会
 2. 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
 3. 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、市民が住んで良かったと実感できる市民主役に視点をおいた地域社会
 4. 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全・安心を重視した地域社会
 5. 恵まれた自然を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な共生を大切にする地域社会

【解説・背景】

- ・新市基本計画にある「新市のまちづくりの基本理念」で掲げられた「共生を大切にするまちづくり」、「安心・安全を重視したまちづくり」、「協働のまちづくり」、「市民主役のまちづくり」の4つの基本理念をもとに、条例に盛り込む基本原則として、「人権の尊重と男女の共同参画」、「情報共有と市政への参画・協働」、「自主的かつ自立的なコミュニティの形成」、「災害時等においても安全・安心な地域社会」、「環境に配慮した共生」の5つの目標を持った豊かな地域社会の実現をめざすこととしました。

【起草委員会からの説明】

- ・この部分、案がなかったため、起草委員会では、新しい久喜市は、新市基本計画の目標が基本となることから、同計画の「まちづくりの基本方針の基本理念」を基に、「旧久喜市自治基本条例」を参考にして文章を作成した。
- ・両者は重複する部分も見られるが、旧久喜市自治基本条例は硬い表現で書かれていたので、新市基本計画の「まちづくりの基本方針の基本理念」の表現を参考にして、軟らかい表現となるようにするとともに、必要な部分は追加する形で文章を作成した。

3) 市の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、基本原則で示された地域社会の実現と市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずる必要があります。
- ・市は、最少の経費で最大の効果を上げるように努めます。
- ・市は、市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政運営に反映するよう努めます。
- ・市は、計画的で、効果・総合的な行政運営に努めます。
- ・市は、社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編制に努めます。

【解説・背景】

- ・市は、基本原則で示された地域社会の実現と市民福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に施策を実施することを求めるとともに、次の4つの責務を定めています。
- ・最少の経費で最大の効果が挙がるよう努めること。
- ・市民の意見を積極的に把握し、市政運営に反映すること。
- ・計画的な行政運営に努めること。
- ・社会情勢及び行政需要に的確に対応し、効率的な組織編制に努めること。

【起草委員会からの説明】

- ・この部分、文案がなかったので、グループ討論等が出された意見を参考に文章を作成した。

4. 市民

1) 市民の権利

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市民は、この条例の目的を実現するため市政やまちづくりに参画する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。

【解説・背景】

- ・ 市民は、地域問題の解決や住みよいまちをつくるために、自ら積極的にまちづくりを行う権利を追加しています。また、市民の責務に“まちづくりに参加する責務”があることから、自主的にまちづくりを行う権利を有することが保障されることが必要です。
- ・ まちづくりは、市民だけで行うこと及び市民と市が協働で行われることの両方が含まれています。
- ・ 「権利」については、常日頃から問題になることではなく、権利が侵害されること等がないように「確保」しておく、という性格のものと言えます。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】の修正提案

- ・ “市政まちづくりに参画”は、文章表現としておかしいので、“市政やまちづくりに参画”とした。

2) 市民の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・市民は、主体的にまちづくりに参画し、個性豊かで活力に満ちた安全・安心な地域社会づくりに努めます。
- ・市民は、市政に関心を持ち、積極的にまちづくりの情報を共有することに努めます。

【解説・背景】

- ・情報の共有の実現のためには市民が関心を持つことが不可欠であり、また、市民が関心を持つだけでは情報共有は実現しないことから、本条例は市民の持つ情報を行政等に積極的に発信していく責務があるので、“積極的にまちづくりの情報を共有することに努めます”として、具体的には情報共有で述べることにしました。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】の修正提案

- ・“地域社会の形成”よりわかりやすく、“地域社会づくり”とした。

5. 情報共有

1) 情報の公開及び共有

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めるものとします。
- ・ 市は、市民との情報の共有や、総合的な情報化の推進を図るために、適切な情報提供を行うとともに、市民に分かりやすく公開し、市が持っている情報を有効的に活用・管理しなければなりません。
- ・ 市民は、市との情報共有を進めるため、市民の持つ情報を積極的に提供していくよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・ 情報共有について、市と市民がともに努力を行うという視点が必要です。
- ・ 情報を共有する目的は、豊かな地域社会を実現するために市民同士、また市民と市が協力してまちづくりを進めることです。このことを明確に表現する必要があります。
- ・ 市は、市民への情報提供においては、適切な時期に市民に提供されて意味のあるものとなることから、適切な情報提供を行う必要があります。
- ・ 市民にとって重要な情報源である広報も、市民目線を持って作成し、有効的な活用が必要です。
- ・ 市民の持つ情報を活かすため、市民は自ら持つ情報を発信することが重要です。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 2つ目の文章について、市民への情報提供においては、適切な時期に市民に提供されて初めて意味のある情報となることから、「情報の提供の仕方を工夫し、」を「適切な情報提供を行う」とした。

2) 個人情報の保護

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・ 個人情報の保護については、個人情報を知りうる立場である市が適切に対処することが求められます。
- ・ 市民が自己に関する情報について、公開や訂正等の必要な処置を市に求める権利を保障し、個人情報の保護に関して不利益を被らない環境を作ることが必要です。

【起草委員会からの説明】

【解説・背景】に追加表記

- ・ 盛り込む内容の「個人情報の保護」についての説明がないので、追加表記した。

3) 情報の有効活用等

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・ 市は、市や市民が持つ情報を、それぞれが有効に活用できるように、情報の提供や管理を行うことが求められます。
- ・ 市は、多様な手段を使い、より多くの市民に情報が提供され、活用されるように努める必要があります。そのためには、必要な時に必要な情報を入手できるよう、情報を分かりやすく管理していくことが求められます。

【起草委員会からの説明】

【解説・背景】の部分、追加表記

- ・ 【条例に盛り込む内容】の要点を紹介する形で解説・背景を追加し、記述した。

6. 参加・協働

1) 協働

【条例に盛り込む内容】

- ・市民及び市は、新しい公共の原則に基づき互いの持つ力と役割を活用し、幅広く質の高い公共サービスの実現のために、協働するよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市民と市は、新しい公共の原則に基づき互いに協力して、幅広く質の高い公共サービス実現のため、協働するよう努めることが必要です。

【起草委員会からの説明】

- ・グループから提案された文案は、「3. 定義・基本原則 1) 定義 (協働)」に移動した。
- ・新しい【条例に盛り込む内容】及び【解説・背景】は、6. 参加・協働 3) 市民の行政への参加より移動した。
- ・言葉の表現は、「新しい公共」ではなく「新しい公共の原則」である。「新しい公共」という言葉で議論するから、「新しい公共」が取り上げられて既に年月が経過していて、今更表現することはないだろうと、条例で表現することに違和感をもってこの表現を削除した方がよいという意見が出ると思う。地方分権で地方に権限等が移ると、公共の概念が変化する。このため「新しい公共の原則」の定義を行い、協働のあり方をここで示す必要があると考えた。

2) 市民の行政への参画

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市は、行政運営の意思決定のそれぞれの段階において市民の参画が図られるように、その機会を拡充していく必要があります。

【起草委員会からの説明】

【解説・背景】の文章追加

- ・解説・背景の記述がないので、【条例に盛り込む内容】の趣旨から起草委員会で考え、追加表記した。

3) 附属機関（審議会等）への市民の参加

【条例に盛り込む内容】

- ・市長の附属機関である審議会、委員会等の委員の選任に当たっては、多くの市民の参加が保障されるように、委員の公募等の工夫に努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めます。
- ・公募委員数の枠の拡大に努めます。
- ・条例に基づく市民参加がしっかりと行われているかどうかは、然るべきチェック機関で審査します。

【解説・背景】

- ・公募委員の選定基準を明確にして、テーマに合致する市民を委員とします。
- ・多くの市民が参加しやすいように、公募にあたって工夫をすることを定めています。
- ・公募委員の拡大が求められます。
- ・条例と実態が伴うように、チェック機関による審査も必要です。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・久喜市の附属機関としては、現状では「懇話会」は、現状では使われず、〇〇委員会との名称が多いので、懇話会を「委員会」に修正した。
- ・「政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるように、その機会の拡充に努める」ことについては、3) 市民の行政への参画にあり重複しているため、削除した。

7. コミュニティ

1) コミュニティ

【条例に盛り込む内容】

- ・安全・安心で市民が住みやすいまちをめざして、市民等（企業、学校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくための重要な役割を担うのがコミュニティ活動です。
- ・行政は、地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組み、住みやすいまちの実現をめざします。
- ・市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとします。

【解説・背景】

- ・久喜市はコミュニティ協議会をはじめ、さまざまな市民組織が地域等で活動し、重要な役割を果たしているため、コミュニティ活動の重要性を位置づけます。
- ・久喜市のコミュニティは地域型コミュニティ組織とテーマ型コミュニティ組織が参加したものです。
- ・個人参加だけでなく、団体や組織が参加し、それぞれの持つ社会資源を活用して、地域課題の解決に役立てる組織形態とします。
- ・子育てや教育等、市民や団体等の幅広い活動があり、その力を地域社会づくりに活かして行政は協働して問題解決に当たり、効率的な行政運営と質の高い公共サービスの実現を図ります。
- ・行政は、地域に出来ることは地域に任せるために、補助金や権限などを地域に移していくことが必要です。
- ・行政は、地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現をめざします。
- ・条例では基本的なことを規定していますが、旧市町の4つの地区を尊重してコミュニティの組織を考え、地区区分などは地区の実情に合わせて運用ができるよう、旧市町より小さな中規模程度の広がりなど、それぞれの実情にあわせて区域割りを行うことを想定しています。

2) コミュニティ活動への支援

【条例に盛り込む内容】

- ・行政は、コミュニティ活動を活性化するために、活動のできる施設の提供、交流の機会、情報提供（広報等）、人材育成や活動補助金等の支援を行います。
- ・コミュニティ活動の発展強化のため、行政は公平な立場から、コミュニティ組織や各種市民活動団体との連携を図ります。

【解説・背景】

- ・行政は、旧市町ごとにある既存のコミュニティ活動を主軸にしながら、交流することで新しいコミュニティの形成が出来るように支援します。
- ・行政は、市民等の活動が交流し連携するために、身近にすぐ集まれる場所（施設）の確保と、市民が気楽に集まれる機会を積極的につくることが求められます。
- ・コミュニティ活動は市民の自主的な任意の活動であり、連携等の強制は行政としては行えないが、一般市民ではできない公平な立場から活動の連携等にむけた場の設定を積極的に行う必要があります。
- ・コミュニティ活動を推進するためには、リーダーの育成・市民への情報発信が重要な課題となり、これを公正に出来るのは行政です。
- ・行政は補助等の支援を行うことが必要であり、そのための予算確保が必要です。また、行政は、補助金等の支援を行うが、それぞれの活動は市民の自主性を尊重します。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・1つ目の「話し合いの場（施設）」を「活動のできる施設の提供」とした。
- ・2つ目の「連携を働きかけます。」は条例の表現としては弱いので、「連携を図ります。」とした。

8. 行政

1) 総合振興計画の策定

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
- ・市は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的、かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めます。

【解説・背景】

- ・地方自治法第2条第4項で、市町村は基本構想を策定し、これに即して事務処理を行うよう定められているが、市が政策を推進する上での最も基本的な指針である「総合振興計画」の策定を明確に位置づけ、これにより、総合的な政策を推進する拠りどころとすることを自治基本条例に定めています。
- ・社会環境や経済状況等のめまぐるしい変化の状況から、必要が出てきた場合は、総合振興計画を見直します。
- ・見直しは、市民を入れた形で行い、見直しの実施と実行を市民に見えるようにすることが大切です。

【起草委員会からの説明】

タイトルの修正

- ・「計画性のある市政運営」ではわかりにくいので、「総合振興計画の策定」とした。

【条例に盛り込む内容】

- ・総合振興計画を策定する目的や見直し等をよりわかりやすく明らかにするため、旧久喜市の条例第9条を参考に修正した。
- ・3つ目にあった「見直しの結果は、市民に分かりやすく説明します。」は、次の「2) 透明性の確保・説明責任」で説明責任を明らかにしているため、ここでは重複するので削除した。

2) 透明性の確保・説明責任

【条例に盛り込む内容】

- ・行政は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明し、市政の公正さと透明性の確保に努めます。
- ・政策の立案段階から市民に情報提供を行い、理解を得るよう説明します。

【解説・背景】

- ・行政は、行政の透明性を確保するためにも、市政については、市民に事前に情報を知らせる必要があります。
- ・行政は、市民が理解できるように、難しい専門用語等は極力使用せず、行政からの目線ではなく、市民目線を持って、説明する責任を果たすことが必要です。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・2つ目の「情報発信」は、市が一方的に行うイメージが強いが、市民にきちっと「情報提供」することの意味で表現を修正した。また、提供すれば良いものではなく、その内容が市民に「理解を得られることが必要で」そのように表現した。

【解説・背景】

- ・「市民の目線が必要である。」では、具体的のどのようなことなのかわかりにくいので、今までの意見を基に、具体的に説明する内容を付け加え修正した。

3) 行政評価

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、総合振興計画との整合性を図りながら行政評価を行い、その結果は、次の施策や事業に反映させるとともに、市民に公表します。
- ・ 行政評価は、市民が参画する外部評価を実施します。
- ・ 市民を入れた事業見直しの継続的な実施を行います。

【解説・背景】

- ・ 行政評価は、総合振興計画との整合性を図りながら進行管理を行い、その結果を市民に公表します。
- ・ 行政評価は、PDCA (Plan-Do-Check-Action) をしっかりとサイクルさせるために必要で、特にC (Check) の部分が重要です。
- ・ 行政評価は、行政の内部の評価だけではなく、評価対象事業の選定から市民が参加し、行政と市民とで相互にチェックできる仕組みが必要です。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 文章を分かりやすく整理した。

【解説・背景】

- ・ 行政評価とは何かを追加した。
- ・ 3つ目の文については、なぜ市民参加が必要かをより明確に示した。

4) 財政

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、中・長期的な展望に立ち、財源の効率的で効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めるものとします。
- ・ 市は、市の保有する財産を明らかにするとともに、市民に分かりやすく財政状況を説明し、公表します。
- ・ 財政運営は、総合振興計画と同様に、必要に応じて定期的に見直します。

【解説・背景】

- ・ 総合振興計画と同様に、社会環境や経済状況等の変化による、必要に応じた迅速な見直しが求められます。
- ・ 市の財政状況等を市民に分かりやすく公開することが必要です。
- ・ 財政運営は総合振興計画と整合性を持って運用され、計画性を担保する必要があります。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 意味が不明瞭にならないよう、文言を修正、追加した。

【解説・背景】

- ・ 【条例に盛り込む内容】の2つ目、3つ目の説明文章がないので、内容を踏まえて起草委員会で追加した。
- ・ 「年度末の駆け込み事業を見直す」は、【条例に盛り込む内容】と合致しないので削除した。

5) 市長の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実かつ迅速に市政運営を遂行する責務を有します。
- ・ 市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めます。

【解説・背景】

- ・ 市長は、住民の選挙によって選出された代表者であり、市民の信託に応え、この条例の目的実現のための責務があります。
- ・ 市長は、執行機関の長として、市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映する責務があります。

【起草委員会からの説明】

タイトルの修正

- ・ 「市長」ではわかりにくいので、「責務」を追加した。

【条例に盛り込む内容】

- ・ 文の意味がより明確になるよう、1つ目の文末を修正した。

【解説・背景】

- ・ 【条例に盛り込む内容】の1段落目、2段落目の説明がないので追加した。
- ・ 「市長と副市長の役割分担を明確にする必要がある。」は、趣旨がわかりにくいので削除した。
- ・ 「久喜市の代表者として、久喜市のPRやトップセールスに努める。」は【条例に盛り込む内容】にはこのような考え方がなく、解説・背景から削除した。

6) 職員の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・職員は、市民ニーズに迅速に対応できるよう、常に能力や技術等の知識・技能の向上に努め、職務を遂行しなければならない責務があります。
- ・職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務があります。
- ・市民の立場に立って、自らの職務を遂行するに当たり、幅広い視点から職域を超えた横断的な連携を図り、職務を遂行する責務があります。

【解説・背景】

- ・職員は、市長等の補助機関として市政運営に直接携わり、重要な役割を担うものであり、職務を遂行する上での責務を明らかにしました。
- ・職員は、市民の福祉の向上のため、知識・技能の向上に努めます。
- ・職務に誠実かつ効率的に業務を遂行するものとします。
- ・必要な行政改革を積極的に行い、縦割りの意識ではなく、市民の立場にたって横断的な意識で、業務を遂行します。

【起草委員会からの説明】

タイトルの修正

- ・「職員」ではわかりにくいので、「責務」を追加した。

【条例に盛り込む内容】及び【解説・背景】

- ・グループからの提案には【解説・背景】には「職員の意識改革も必要である。」だけが記載されていたが、これだけでは解説・背景には内容が不足しているので、【条例に盛り込む内容】の各段落に対応した文章を起草委員会で追加した。
- ・起草委員会が提案した文章を【条例に盛り込む内容】とし、グループで検討した【条例に盛り込む内容】の文案を【解説・背景】に入れ替えた。

7) 意見・要望・苦情等への対応

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民全体の利益のために公共の視点から施策や事業に反映することに努めます。
- ・ 市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、その検討結果とその理由の公表に努めます。

【解説・背景】

- ・ 市は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対し、誠実に応答することが求められます。また、市民の意見等を公共の視点から活用できるものについて、積極的に施策や事業に反映していくことが必要です。
- ・ 市は、市民の意見等に対する処理状況について、説明責任を果たすことが必要です。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市民からの前向きな提案である「提言」という言葉も追加した。
- ・ 意味が不明瞭にならないよう、文言を修正した。

【解説・背景】の文章追加

- ・ 【条例に盛り込む内容たたき台】の説明が解説・背景になかったので、起草委員会で追加した。

8) 行政手続き

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、市民の権利・利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導等に関する基準や手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きを行います。

【解説・背景】

- ・ 市は、市民の権利・利益を保護するために、市への申請に対する処分等に関する基準と手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保に努めます。
- ・ 行政の透明性を確保するため、行政手続き等については、市民に事前に情報を知らせる必要があります。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 行政手続きの内容が分かるような文章を条例に盛り込む内容に入れた。

【解説・背景】

- ・ 盛り込む内容の文案を作成したので、もともと条例に入っていた文章を解説に移動した。
- ・ 「市政」を「行政手続き等」に改め、【条例に盛り込む内容】の趣旨にそぐわないので【解説・背景】に移動した。

9. 議会

1) 議会の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・議会は、市の議決機関として、市民から信頼された議会運営に努めるものとします。
- ・議会は、前項の議決機関としての機能を継続的に健全に持続するように努めるものとします。
- ・議会は、徹底した市民への情報公開と告示によって、開かれた議会運営に努めるものとします。
- ・議会は、適正な議員数により、市民の福祉のために効率的で公正な議会運営に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・市民の意見を十分に反映し、市民に分りやすく、市民から信頼され、開かれた議会にすることが重要です。
- ・議会は、有権者の投票によって選出された議員で構成される議決機関であるが、議員は議員立法も目指すべきです。しかし、現状は、行政当局の提案を追認しているに過ぎないと思われまます。議会のその権能は行政の長と同格であり、従って、議会は、市長と対等に討論、議論をすべきであると考えます。
- ・議会は、効率的な議会運営をするとともに、議員の定数や議員に要する費用等市財政の健全化に寄与するように努めなければなりません。
- ・議会を支える議会事務局の機能の充実が、議会の議決機関としての役割にとって重要です。適正な議会事務局職員数によって、効率的で公正な議会運営をサポートする必要があります。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・地方自治法では議会を「立法機関」とは示していないので、地方自治法に合わせて「議決機関」に修正した。
- ・4つ目の文の「最少で」を削除した。

【解説・背景】

- ・地方自治法では議会を「立法機関」とは示していないので、地方自治法に合わせて「議決機関」に修正した。

2) 議員の責務

【条例に盛り込む内容】

- ・議員は、選挙によって選ばれた市民の代表者としての政治責任を負い、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。
- ・議員は、市民福祉の向上と市政発展のために、議会終了後速やかに議会報告会を開催するなど、市民に積極的に伝えるように努めるものとします。
- ・議員は、新しい時代を捉え、多様な手法により市民に伝えるように、自己研鑽に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・議員は、審議及びその他の活動を積極的に行い、かつ、透明性を確保し、信託をした市民への説明責任を果たし、信頼関係を確保することに努めます。
- ・議員は“何をしたか”の結果だけではなく、これから“何をするか、したいか”の事前報告や久喜市の「将来ビジョン」、「具体的な計画」についても語る義務があると考えます。
- ・議員からの情報発信が少ないか、一部の市民にしか自らの議員活動や考え方を発表していないと考えられるので、こうした状況を是正することが必要であり、議員からの公平で積極的な市民への情報公開が必要であると考えます。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・意味が不明瞭にならないよう、文言を修正、追加した。

【解説・背景】

- ・【条例に盛り込む内容】の1段落目の解説・背景の説明がないので、市民ワークショップの意見等を参考にして文章を付け加えた。

10. 条例の実効性担保・運用

1) 条例の運用状況の検証の必要性

【条例に盛り込む内容】

- ・ 自治基本条例及び関連する他の条例や市の施策が実施されているか、毎年検証を行うものとします。
- ・ 市は、条例の検証及び見直しのための組織を設置します。

【解説・背景】

- ・ 自治基本条例の実効性を担保するためには、関連する他の条例に基づく事業や市の施策等が、それぞれ自治基本条例に沿って実施されているか、年に1回検証を行うことが必要です。
- ・ 検証結果は、次年度以降の市の計画や事業等に反映させるための材料となる他、自治基本条例の見直しのための基礎資料となります。
- ・ 検証を行うためには、他の条例の実績や検証結果、市の施策の実績等が検証組織に提示される事が必要であると考えます。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 意味が不明瞭にならないよう、文言を修正、追加した。

2) 条例の見直しについて

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、毎年を検証結果を基に、4年毎に条例の見直しを行います。ただし、市の政策に係る重要で緊急の課題については、必要に応じて見直しを行います。

【解説・背景】

- ・ 現代は社会情勢の変化が激しく、その時々時代の潮流に合わせた条例が必要となっているため、定期的に見直しの検討を行うこととします。
- ・ 見直しの時期は、検証及び見直し組織の委員の任期や、市政への反映の行いやすさを勘案し、4年とします。

【起草委員会からの説明】

(修正提案なし)

3) 検証および見直しの組織

【条例に盛り込む内容】

- ・ 条例の検証及び見直しのため、市民及び学識経験者で構成される組織を設け、年1回定例会を開催します。また、検証及び見直し組織の長が必要と認めたときには、会を開催します。
- ・ 検証及び見直しのための組織及びその運用に関して、必要な事項は別に条例・要綱等に定めます。

【解説・背景】

- ・ 検証及び見直しの組織は市民で構成されるものとし、行政職員及び議員（議会）は組織を代表して発言することが難しいと考えられるため、組織の構成員とはしません。
- ・ 構成員の半数は公募による選出とし、また、偏りの少ないメンバー構成とするため無作為抽出を行う等、募集方法の工夫が必要です。
- ・ 組織や運用の詳細は他で定めることとするが、定期的開催されるために必要な項目はこの条例で位置付けます。
- ・ 学識経験者とは、大学等で研究をしている教授・准教授といった地位に就いている人や、弁護士等の国家資格を有する人とすべきと考えます。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 意味が不明瞭にならないよう、文言を修正、追加した。
- ・ 第6回WSでの議論を踏まえ、学識経験者を追加した。

【解説・背景】

- ・ 「行政職員及び学識経験者は、組織の検討を円滑に進めるためのオブザーバーとする。」は条例に盛り込む内容の1段落目と趣旨が合わないので削除する。
- ・ 「組織の構成員の人数は、今後議論を行う。」も同様に削除する。

4) 条例の普及啓発

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市は、積極的に自治基本条例の普及啓発に努めます。

【解説・背景】

- ・ この条例は、久喜市における市政やまちづくりの基本となる条例であるため、機会をとらえ積極的に普及啓発に努めることが必要です。
- ・ 条例のことを知りたくなった人が、いつでも情報を得られる環境が求められます。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ グループでは「必要に応じて」とあったが、市政やまちづくりの基本となる条例を制定した以上は積極的に周知する必要があるので、ここでは積極的にとした。

【解説・背景】

- ・ 条例に盛り込む内容を「積極的に」としたので、それに合わせて解説・背景も変更した。

11. 住民投票

1) 住民投票の必要性及び形式

【グループからの提案】

- ・ 第3回から第5回の市民ワークショップにおけるグループ別検討では、グループとしては常設型の住民投票を条例に盛り込むべきだという提案がなされました。
- ・ しかしながら、住民投票は重要な項目であるため、他のグループの意見も十分に聞いた上で、最終的にどのような提案とするか判断するとなりました。

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市長は、市民から請求があった時は、市政に関する重要な事項について市民の意思を確認するため、住民投票を実施します。
- ・ 住民投票に付することができる事項、住民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・背景】

- ・ 市民からの請求により確実に住民投票が出来る環境を整えるため、常設型の住民投票規定を設けます。
- ・ 住民投票の詳細は、自治基本条例の制定後に検討を行うものとします。
- ・ 住民投票の濫用を避けるとともに、住民発意による住民投票が絶対に不可能とならない要件となるように希望します。
- ・ 常設型の住民投票規定があっても、投票内容に関する正確な情報が無いと判断が難しいため、投票内容に関する正確な情報提供が行われる環境がつけられることを希望します。

【起草委員会からの説明】

- ・ 第7回市民ワークショップに先立ち、起草委員会で住民投票について検討した結果は、「常設型で条例に盛り込む」、「個別型で条例に盛り込む」、「もう少し検討してからどの形で条例に盛り込むか判断する」の3つの意見が出されました。
- ・ 起草委員会は、第7回市民ワークショップでグループ毎に住民投票に関する検討を行い、その意見を踏まえ、最終的に盛り込む内容を取りまとめることを提案します。
- ・ 提言方式は次の4パターンあると考えられます。
 - (1) 常設型の住民投票とする場合
 - (2) 個別型の住民投票とする場合
 - (3) 常設型・個別型の両論を併記
 - (4) 住民投票の必要性のみを記述、形式や内容は示さない

《提言書のパターン》

(1) 常設型の住民投票とする場合

- ・ グループからの提案通りとします。

(2) 個別型の住民投票とする場合

- ・ 旧久喜市自治基本条例における住民投票は「個別型」の規定であり、これを参考に提言書の内容を作成します。

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市長は、市政に関し市民の意向を聞くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができるものとします。
- ・ 住民投票に参画することができるものの資格その他必要な手続きについては、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めることとします。

【解説・背景】

- ・ 住民投票制度は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する究極の仕組みであり、この住民投票制度をこの条例に位置づけるものです。
- ・ 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続きについては、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めるとしていただきますので、住民投票を実施するためには、その都度個別の条例を制定する個別型の条例とするものです。

(3) 常設型・個別型の両論を併記

- ・ ワークショップでの結論は出さずに、上記の(1)(2)の両論を併記した提言とします。常設型とするか個別型とするかは、今後の市における検討に委ねるものとします。

(4) 住民投票の必要性のみを記述、形式や内容は示さない

- ・住民投票制度を定める必要性について記述し、その必要性は認めるが形式や内容については言及していません。

【条例に盛り込む内容】

- ・市政において、市民の意向を聞くべき重要な案件が生じたときは、市民が直接その意思決定に参加することができる住民投票制度について定める必要があります。

【解説・背景】

- ・住民投票制度は、市民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する仕組みであり、この住民投票制度を条例に定める必要性を明らかにするものです。
- ・条例に規定する内容は、常設型とするか個別型とするか、また、それぞれの場合に規定する内容についても明示はしていません。市民ワークショップでは常設型、個別型の案、さらに第3の案を模索しましたが、最終的な結論を見出すことができなかったことから、条例の必要性のみを提言することとします。
- ・その形式や内容については、今後の市の検討に委ねるものとします。

2) 住民投票の投票結果について

【条例に盛り込む内容】

- ・ 市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【解説・背景】

- ・ 市民が住民投票で直接示した意思を尊重した市政とするため、市長は住民投票結果を尊重することを規定しています。

【起草委員会からの説明】

- ・ 個別型・常設型のいずれの場合でも、条例に盛り込まれる内容であると考えます。

12. 条例の位置づけ

1) 条例の位置づけについて

【条例に盛り込む内容】

- ・ この条例は、市政運営の最高規範であり、市は他の条例及び規則等の制定改廃に当たっては、この趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
- ・ 行政及び議会、市民は、この条例を尊重及び遵守します。

【解説・背景】

- ・ 自治基本条例は、久喜市における「最高規範」として位置づけられるものです。
- ・ 市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重したものでなければなりません。
- ・ また、議会や市民もこの条例を尊重及び遵守する必要があります。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・ 文章が煩雑にならないよう、1つ目の2行目「この条例の趣旨の」うち、「条例の」を削除した。

13. その他

1) 広域的な連携及び協力

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとします。
- ・市は、まちづくりにおいて多様な国々の歴史・文化等を市民一人ひとりが相互に理解することが重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

【解説・背景】

- ・地方分権改革に伴い、国や県と「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、互いに連携を図るとともに、市が単独で取り組むことが難しい課題の解決や地域の相互発展のため、他の自治体等と連携や協力をするよう努めなければならないことを示しました。
- ・市は、国際化社会が進展するなかで、まちづくりにおいて多様な国々の歴史や文化等の相互理解を進めることが重要であることを認識し、国際社会との連携、交流等を積極的に推進していくことを示しました。

【起草委員会からの説明】

【条例に盛り込む内容】

- ・地方分権社会となり、市が主体的に周辺自治体や国・県、国際社会との連携や協力を図る必要があると考え、起草委員会で追加した。

14. 危機管理

【条例に盛り込む内容】

- ・市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図ります。
- ・市は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の確保に取り組みます。
- ・市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。

【解説・背景】

- ・市民の安全安心を守るため、緊急事態に対処できる危機管理体制を整備し、その充実と強化を図ることを明確にしています。
- ・市民の安全と安心の確保のためには、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に、連携、協力することが必要であることを示しています。
- ・大規模な災害等が発生する緊急事態においては、行政だけでは対処しきれないことが想定されます。そのため、日ごろから市民一人ひとりが「自助・共助」といった意識を持ち、地域での交流等により信頼関係を深め、市民が出来るところから互いに力を合わせて安全を確保していくよう努めることが必要です。

【起草委員会からの提案】

新たに項目として追加

- ・最近の自治基本条例では多くの市町村が条文化するケースが多く、また、東日本大震災では久喜市にも被害が発生したところから、重要性を増す分野であると思われるため、起草委員会として新たに付け加えることを提案します。